

「新型コロナウイルス対策特別資金」を拡充します！

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている区内中小企業・小規模事業者の皆様を支援するため、令和2年3月9日から開始した区が全額利子補給する「新型コロナウイルス対策特別資金」について、令和2年4月15日以降は融資限度額、返済期間を大幅に拡充します。

【重要】融資あっせん申込方法の変更について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口来所による融資あっせんの申込手続きは、令和2年4月20日(月)より中止とし、当面の間、郵送受付に変更させていただきます。

「新型コロナウイルス対策特別資金」の概要

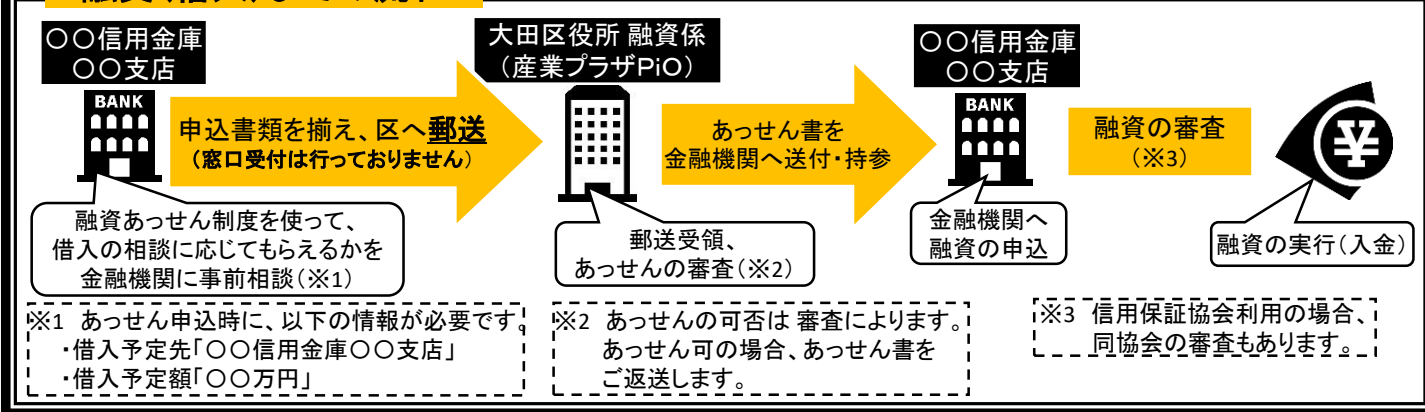
受付締切	令和2年6月30日(火)から令和3年8月31日(火)まで(当日消印有効)
資金用途	運転資金
融資限度額	拡充 ▶ 5,000万円 (限度額内であれば、何度でも申し込みができます)
返済期間	拡充 ▶ 108か月以内(元金据置12か月以内を含む)
利率	名目利率1.5%以下 ⇒ 区が 全額利子補給 ⇒ 本人負担率 0%(なし)

融資あっせん制度とは

区が低利の融資を金融機関にあっせんし、融資(借入)後の支払い利子の一部又は全部を補助する制度です。

※本制度は、区が直接融資するものではなく、融資の可否及び融資額については、金融機関等の審査によります。

融資(借入)までの流れ



Q&A

Q1. どの金融機関でも「大田区中小企業融資あっせん制度」は利用できるのですか。

A1. 区内の指定の金融機関に限ります。取扱金融機関の一覧は、大田区ホームページ又はパンフレット「大田区中小企業融資あっせん制度のご案内」をご参照ください。

Q2. 拡充前の「新型コロナウイルス対策特別資金」を利用し、500万円を借りました。

その500万円を拡充後の「新型コロナウイルス対策特別資金」で借換の申し込みをすることは可能ですか。

A2. 可能です。ただし、申込時点の残額に新たな資金を足した額(10万円単位)での申込みに限ります。

Q3. 個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減り、生活資金(住居の家賃支払い等)が不足しています。あっせん制度の申込みは可能ですか。

A3. あっせん制度の対象は、事業用の資金のみのため申込みできません。生活資金については、大田区社会福祉協議会(03-3736-2026)へご相談ください。

対象者・申込必要書類は裏面(次ページ)参照

対象者

<p>あっせん制度利用の 基本要件(概要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者であること ・区内に、登記上の本店所在地又は事業所を1年以上有すること ・同一事業を引き続き1年以上原則として同一場所で営んでいること ・法定期限内に確定申告をしていること ・納期到来分の法人住民税・法人事業税を完納していること ・資金使途が適正な事業資金であること(生活・住宅・投機資金、債務の補填等は対象外) など <p>※詳細は、パンフレット「大田区中小企業融資あっせん制度のご案内」又は大田区ホームページ(右上のQRコード参照)をご参照ください。</p>
<p>「新型コロナウイルス 対策特別資金」の要件</p>	<p>上記の基本要件に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近(※1)1か月の売上が前年同期比で5%以上減少していること</p> <p>※1 「直近」とは、申込月(受付月)の「前月」又は「前々月」を指します。 ※2 セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症)の認定を既に受けている方は、認定書のコピーをご提出いただくことで左記の要件を充足したものとみなします。</p>



【郵送提出用】申込必要書類

必要書類	ご用意いただく際の注意事項												
① 郵送提出チェック表	郵送前に、必ずこのチェック表でご提出いただく書類が揃っているかを確認してください。チェック表もご提出ください。												
② 融資あっせん申込書	<ul style="list-style-type: none"> ・複写式(3枚)の書式、又は区ホームページからダウンロードできる書式をご使用ください。 ・複写式の書式の場合、3枚とも申込者の実印(法人の場合は法人の実印)をご捺印ください。 ・区ホームページからダウンロードできる書式の場合、1枚のみご用意いただき、申込者の実印(法人の場合は法人の実印)をご捺印ください。・申し込みは10万円単位です。 												
③ 直近の確定申告書(決算書を含む)の控えのコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署収受印(電子申告の場合は受信通知(メール詳細))があるものをご用意ください。ご返却はできませんので予めご了承ください。 ・決算期を過ぎても期限前で申告未了の場合は前々期のものをご送付ください。 												
④ 個人情報の取扱いに関する同意書(1部)	「代表者」欄には、申込者が法人の場合のみ②の申込書と同一の代表者本人が署名(ゴム印不可)、捺印(個人実印)してください。・書式は、区ホームページからダウンロードできます。												
<p>⑤ 納税証明書のコピー(発行3か月以内)</p> <p><法人の場合> 直近の確定申告(③の申告書と同一期)による東京都税務所発行の法人住民税 及び法人事業税の納税証明書(1部)</p> <p><個人事業主の場合> 大田区発行の特別区民税・都民税の納税(非課税)証明書(1部)</p> <table border="1" data-bbox="49 1265 439 1431"> <thead> <tr> <th>あっせん申込月</th> <th>必要な証明書の対象年度(納期到来期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4～6月</td> <td>前年度(第1期～第4期分)</td> </tr> <tr> <td>7・8月</td> <td>当年度(第1期分)</td> </tr> <tr> <td>9・10月</td> <td>当年度(第1期・第2期分)</td> </tr> <tr> <td>11～1月</td> <td>当年度(第1期～第3期分)</td> </tr> <tr> <td>2・3月</td> <td>当年度(第1期～第4期)</td> </tr> </tbody> </table>	あっせん申込月	必要な証明書の対象年度(納期到来期間)	4～6月	前年度(第1期～第4期分)	7・8月	当年度(第1期分)	9・10月	当年度(第1期・第2期分)	11～1月	当年度(第1期～第3期分)	2・3月	当年度(第1期～第4期)	<p><法人・個人事業主共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期到来分は「未納」ではないことが確認できる「納税証明書」が必要です。納付後すぐには「納税証明書」に反映されていない場合がありますので必ず内容を確認してください。なお、納付したにもかかわらず「納税証明書」に反映されていない場合は、領収書の提示により反映させることが可能か発行元にご相談ください。 ・課税証明書や領収書では代用できません。 <p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人住民税及び法人事業税の納税証明書は東京都税務所(最寄りは大田区都税事務所：電話03-3733-2411)で取得できます(税額が0円でも証明書は必要です)。 ・本店登記地が区外の場合、区内に1年以上事業所を有することの確認のほか、当該事業所分も法人住民税の課税対象となっていることの確認(「均等割額の計算に関する明細書」等)が必要です。(区内事業所の住所で納税していることが条件になります。) <p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区民税・都民税の納税(非課税)証明書は大田区役所課税課、戸籍住民課又は特別出張所で取得できます。 ・自宅が区外で事業所のみが区内にある場合、大田区発行の特別区民税・都民税(区内事業所課税分、均等割)の納税(非課税)証明書が必要です。区内事業所について申告していない場合、6月上旬まで納税証明書を取得できない場合があります。
あっせん申込月	必要な証明書の対象年度(納期到来期間)												
4～6月	前年度(第1期～第4期分)												
7・8月	当年度(第1期分)												
9・10月	当年度(第1期・第2期分)												
11～1月	当年度(第1期～第3期分)												
2・3月	当年度(第1期～第4期)												
⑥ 履歴事項全部証明書(発行3か月以内)のコピー(1部)	「履歴事項全部証明書」は法務局で取得できます。(東京法務局城南出張所 電話03-3750-6651 最寄り駅：東急多摩川線「鶴の木」駅)												
⑦ 「売上高比較表(新型コロナウイルス対策特別資金)」の原本(1部)	<ul style="list-style-type: none"> ・「売上高比較表」における最近1か月間とは、申込月(受付月)の前月又は前々月を指します ・セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症)の認定を既に受けている方はその認定書のコピーで代用が可能です。 												
⑧ 「売上高比較表」の根拠が確認できる月次試算表、売上帳簿、法人事業概況説明書など	<ul style="list-style-type: none"> ・⑦の「売上高比較表」に顧問税理士の署名・捺印がない場合に必要です。内容確認後お返しします。客観性のある資料(売上帳簿であれば取引先ごとの内訳や日計表形式で記載されているものなど)をご持参ください。メモ類や月別数値のみ記載のもの、申込者名称の記載がないものなどでは根拠資料となりません。詳しくは事前にご相談ください ・⑦の「売上高比較表」をセーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症)の認定書で代用する場合は不要です。 												
⑨ その他	・金融機関等が代理で申込む場合は委任状が必要です。												
⑩ 返信用封筒(角型2号・切手不要)	・返送先を明記してください。区からあっせん書類等を返送する際に使用します。												

【問合せ先】 大田区 産業経済部 産業振興課 融資係
 電話03-3733-6185 ※現在、窓口での相談・あっせん申込受付は行っておりません。
 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザPiO 2階